

「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金（令和8年度こども政策推進事業）実施要項を次のとおり制定する。

令和8年3月17日

こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）

## 「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金実施要項

### 第1 前提

#### (1) 予算の観点

本事業は、令和8年度予算案に基づくものであることから、成立した予算の内容に応じて事業の実施内容等に変更となる場合がある。

#### (2) 補助事業実施の適正性確保

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律179号。以下「法」という。）の規定により交付される補助金であり、これに基づき適正に実施するものである。

#### (3) 用語の定義

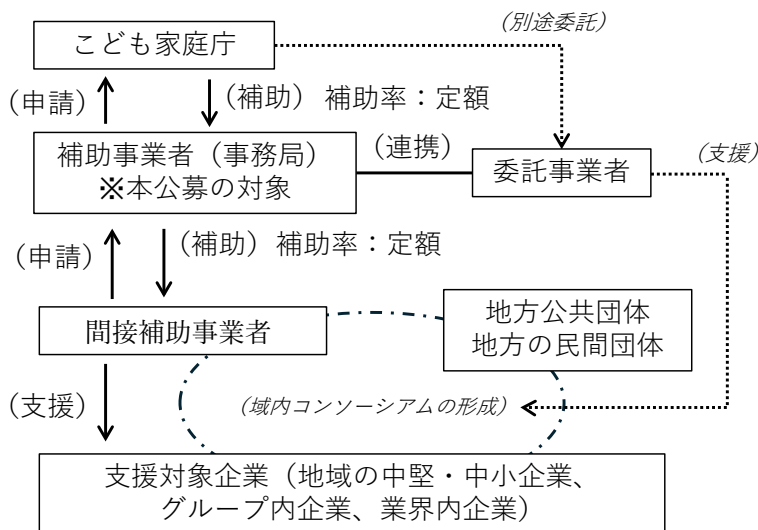
本要綱において使用する用語の意義は、別に定める「こどもとともに成長する企業」構想推進事業費補助金交付要綱（令和8年3月17日付けこ総政78号こども家庭庁長官決定。以下「交付要綱」という。）及び「こどもとともに成長する企業」構想推進事業実施機関公募要項（令和8年3月10日付けこ総政79号こども家庭庁長官官房参事官決定。以下「公募要項」という。）で使用する用語の例による。

### 第2 事業概要等

#### (1) 事業目的

本事業は、直接補助事業者である補助事業事務局から補助金の交付を受ける間接補助事業者が様々な民間企業による社員、顧客、地域社会等のためのこども・子育てに資する取組を実施していくために必要な助言や支援を行うことで、当該民間企業が子育て支援に関する取組を自主的に実施することができるよう支援するとともに、横のつながりを作りつつ、優良事例・好事例の取組を全国的に展開することを目的とする。

#### (2) 事業スキーム



### (3) 事業実施主体

本事業の実施主体は、公募要項に基づき公募により選定する直接補助事業者である補助事業事務局とする。なお、補助事業事務局の体制としてコンソーシアム形式を認めるものとする。

### (4) 補助事業事務局の業務等

補助事業事務局が実施する事業は、公募要項に基づき実施する以下に掲げる業務等とする。

- ① 「こどもとともに成長する企業」構想推進事業に関する周知・広報
- ② 本事業に関する問い合わせ、相談等に対する所要の対応
- ③ 間接補助事業者の公募及び当該公募に係る説明会の開催
- ④ 間接補助事業者の選定（審査）に係る必要な業務
- ⑤ 間接補助事業者に対する補助金の交付決定から支出までに係る必要な事務
- ⑥ 指導・助言・進捗状況管理等の間接補助事業の付加価値向上に資する取組
- ⑦ こどもまんなか社会に向けた取組の評価に向けたフォローアップ業務
- ⑧ 地域内コンソーシアム形成事業との連携業務
- ⑨ 事業成果の横展開に向けた事例収集と事例概要の作成
- ⑩ 情報セキュリティに関する業務
- ⑪ その他本事業の実施等に係る必要な業務等

### (5) 間接補助事業者の業務等

間接補助事業者が実施する事業は、補助事業事務局が策定する公募要項に基づき実施する以下に掲げる業務等とする。

- ① 事業実施エリア・グループ企業内・業界内における課題・支援ニーズの把握と取組実装における伴走支援事業
- ② 取組を実施した支援対象企業におけるこどもまんなか社会に向けた取組の評価支援
- ③ 事業報告書の作成と、事務局による事例概要作成への協力
- ④ その他子育て支援に資する取組の導入又は拡大に関する必要な支援等

## 第3 検討委員会の設置

### (1) 検討委員会の事務

「こどもとともに成長する企業」構想推進事業に関する以下に掲げる事務を行うため、外部有識者2名、こども家庭庁職員2名から構成する検討委員会を設置する。

- ① 補助事業事務局の選定に関する審査
- ② 間接補助事業者の選定に関する審査
- ③ 事業完了後における補助事業事務局の評価
- ④ その他本事業の実施に係る必要な事務等

### (2) 座長の指名と検討会の招集

検討委員会の座長は外部有識者2名のうちから長官官房参事官（総合政策担当）が指名する。また、当該委員会は長官官房参事官（総合政策担当）が招集し、座長がその議長となる。

### (3) 委員会事務局

委員会の事務局は、長官官房参事官（総合政策担当）少子化対策室及び長官官房参事官（会計担当）予算係が所掌する。

## 第4 補助金の内容等

### (1) 予算額

この事業の予算額は、500,000千円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

(2) 補助金の額

本事業における補助金の額は、次に掲げる者に応じて定める額又は補助対象経費の実績額のいずれか低い額以内の額とする。

- ① 補助事業事務局 100,000千円
- ② 間接補助事業者 1者につき20,000千円

(3) 補助対象経費

この事業の対象とする経費は、補助事業の実施に直接必要な経費であって、交付要綱の定めるとおりとする。なお、消費税額の取扱いについても当該交付要綱によるものとし、間接補助事業者における取扱いについても当該例による。

(4) 間接補助事業者への対応

補助事業事務局が行う間接補助事業者への一連の補助金の交付事務等については、法第7条に準じた条件を付した上で実施するものとする。

## 第5 その他留意事項

- (1) 本事業に係る全ての帳簿及び証拠書類について、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年の間保存し、こども家庭庁からの要求に応じ閲覧に供せるようにすること。
- (2) 補助事業終了後において間接補助事業者に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、補助事業事務局の責任及び負担により実施するものとするので留意すること。
- (3) 本事業に係る全ての帳簿及び証拠書類については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除き、情報公開の対象となるため留意すること。なお、当該情報公開請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲については、こども家庭庁との調整を経て決定するものとする。
  - ① 委託・外注費の額の割合が50%を超える理由書
  - ② 実績報告書
- (4) 補助事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。

## 附 則

この要項は、制定の日から施行する。